

最高裁秘書第2910号

令和2年12月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年11月26日に答申（令和2年度（情）答申第21号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（情）諮問第29号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年11月29日（令和元年度（情）諮詢第29号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（情）答申第21号）

件名：東京高等裁判所長官が特定の裁判官に対して行った口頭注意の文言が記載されている文書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

東京高等裁判所長官が特定の裁判官に対して平成28年6月21日付で行った口頭注意の文言が記載されている文書の開示の申出に対し、同長官が、「東京高等裁判所分限事件調査委員会委員長名の報告書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和元年10月11日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条5号及び6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、東京高等裁判所に置かれた分限事件調査委員会による特定の裁判官に関する調査内容等が記載されているところ、調査内容等が公になることにより、いかなる過程及び資料等に基づいて特定の裁判官に対する分

限事件に関する調査等をしたかが明らかになり、将来の同種事案において、委員会の審議、検討又は協議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるといえ、これは法5条5号に規定する情報を開示することになる。

また、本件不開示部分には、特定の裁判官に対する分限事件に関する調査内容等が記載されているところ、調査内容等が公になることにより、分限事件に係る判断の経過や資料等が明らかになり、人事管理に係る事務に関する判断権者及び職員に対し、文書の作成、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになる（法5条6号ニ）。

よって、本件開示の申出に対し、その一部を不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年11月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年10月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、東京高等裁判所分限事件調査委員会委員長名による同高等裁判所長官宛ての報告書であり、特定の裁判官に対する分限事件に関する調査内容等が記載されていることが認められる。その記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分が公になると、いかなる過程及び資料等に基づいて特定の裁判官に対する分限事件に関する調査等がされたかが明らかになるから、将来の同種事案において、上記委員会又は同様の調査委員会の審議、検討又は協議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当

に損なわれるおそれがあり（法5条5号），また，人事管理に係る事務に関する判断権者等に対し，文書の作成，管理又は保存について好ましくない影響が生ずることなどによって，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号ニ）とする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって，本件不開示部分は，法5条5号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条5号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子